

議案第 38 号

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 6 月 7 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、調布市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、提案するものであります。

専決処分の承認について

別紙のとおり専決処分したので報告し，承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、
調布市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成30年 3 月 3 1 日

調布市長 長 友 貴 樹

調布市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

調布市税賦課徴収条例（昭和30年調布市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第20条中「第3項」を「第5項」に、「第48条，」を「第48条第1項及び第4項，」に、「及び」を「並びに」に改める。

第24条第1項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に改める。

第31条第2項の表以外の部分中「当該」を「同表の」に改める。

第36条の2第2項中「によって」を「により」に、「第2項」を「第4項」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「，第1項」を「，同項」に改め、同条第6項から第8項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第45条の3中「（以下この節）」を「（次条第1項）」に改める。

第45条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第45条の5第1項」とを「第45条の5第1項」と、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」とに改める。

第46条第7項中「第2項」を「第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項各号列記以外の部分中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項」を「第7項」に改め、同項を同条第

5 項とし、同条第 2 項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第 2 4 項」を「第 2 6 項」に、「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第 6 6 条の 7 第 4 項及び第 1 0 項又は第 6 8 条の 9 1 第 4 項及び第 1 0 項の規定の適用を受ける場合には、法第 3 2 1 条の 8 第 2 4 項及び令第 4 8 条の 1 2 の 2 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第 6 6 条の 9 の 3 第 4 項及び第 1 0 項又は第 6 8 条の 9 3 の 3 第 4 項及び第 1 0 項の規定の適用を受ける場合には、法第 3 2 1 条の 8 第 2 5 項及び令第 4 8 条の 1 2 の 3 に規定するところにより、控除すべき額を第 1 項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第 4 8 条第 1 項及び第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 第 4 6 条第 7 項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 7 項中「前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 3 2 1 条の 1 1 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第 4 8 条の 1 6 の 2 第 3 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第 4 8 条第 1 項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日）から第 4 8 条第 1 項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第 4 6 条の 2 第 4 項の規定は、第 1 項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 4 項中「前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされ

た当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第48条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第48条に次の2項を加える。

5 第46条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第48条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第48条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第46条の2第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第48条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第48条の7中「第2項」を「第4項」に改める。

第50条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

附則第3条の2第1項中「第3項」を「第5項」に改め、同条第2項中

「第48条」を「第48条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第4条第1項中「第48条に」を「第48条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「第7号」を「第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、同条第7項中「第2号」を「第3号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「第2号」を「第3号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「第2号」を「第3号」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第10項を第9項とし、第11項を第10項とし、第12項を第11項とし、同条第13項中「第4項」を「第2項」に改め、同項を同条第12項とする。

附則第10条の3第3項を削り、同条第4項各号列記以外の部分中「第3項」を「第1項」に改め、同項第2号中「第17項」を「第8項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項各号列記以外の部分中「第4項」を「第2項」に、「第21項」を「第12項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「第5項」を「第3項」に改め、同項第2号中「第24項」を「第15項」に、「第17項」を「第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第26項」を「第17項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項各号列記以外の部分中「第9項」を「第8項」に改め、同項第4号中「第30項」を「第21項」に改め、同項第6号中「第31項」を「第22項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項各号列記以外の部分中「附則第7条第10項」を「附則第7条第9項」に改め、同項第5号中「第38項」を「第29項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項各号列記以外の部分中「第11項」を「第10項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項各号列記以外の部分中「第12項」を「第11項」に改め、同項第5号中「第38項」を「第29項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項各号列記以外の部分中「第14項」を「第13項」に、「第26項」を「第17項」に改め、同項第5号中「第14項」を「第13項」に改め、同項を同条第11項とし、同条に次の1項を加える。

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第11条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度」を「平成31年度」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第12条の前の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平

成 3 2 年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第 4 項中「平成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで」を「平成 3 0 年度から平成 3 2 年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第 5 項中「平成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで」を「平成 3 0 年度から平成 3 2 年度まで」に改める。

附則第 1 2 条の 2 中「平成 2 7 年法律第 2 号）附則第 1 8 条」を「平成 3 0 年法律第 3 号）附則第 2 2 条」に、「平成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで」を「平成 3 0 年度から平成 3 2 年度まで」に改める。

附則第 1 3 条（見出しを含む。）中「平成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで」を「平成 3 0 年度から平成 3 2 年度まで」に改める。

附則第 1 3 条の 2 の前の見出し中「昭和 4 7 年度」を「平成 6 年度」に改める。

附則第 1 3 条の 3 第 1 項中「平成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで」を「平成 3 0 年度から平成 3 2 年度まで」に改め、同条第 2 項中「平成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで」を「平成 3 0 年度から平成 3 2 年度まで」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第 1 5 条第 1 項中「平成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで」を「平成 3 0 年度から平成 3 2 年度まで」に改め、同条第 2 項中「平成 3 0 年」を「平成 3 3 年」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の調布市税賦課徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第 4 8 条第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項の規定は、平成 2 9 年 1 月 1 日以後に同条第 1 項又は第 4 項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

- 第3条 別段の定めがあるものを除き，改正後の条例の規定中固定資産税に関する部分は，平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し，平成29年度分までの固定資産税については，なお従前の例による。
- 2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「改正前の法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については，なお従前の例による。
- 3 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された改正前の法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については，なお従前の例による。
- 4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された改正前の法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については，なお従前の例による。